

採用後のキャリアパス

労働局の事務官には2つのキャリアパスがあり、入省時に選択することができます。

事務官（基準）

労働基準監督署や労働局における

労災補償業務や労働保険適用・徴収業務を中心としたキャリアパス

- ・ 労働基準監督署や労働局において、労災保険給付を行うための審査、調査、労災認定の対応や労働保険の適用・徴収を担当していただきます（**労働基準**、**雇用環境・均等**行政の部署に配属されます）。
- ・ 入省後早い時期には、労働基準監督署における第一線の窓口業務を中心とする業務や管内監督署の業務を統括する労働局の業務を経験していただき、労災補償や労働保険の適用・徴収業務のスペシャリストとなっただくことを期待しています。なお、本人の適性や希望に応じて、最低賃金に関する業務や働き方改革推進関連業務に従事していただくこともあります。
- ・ 最終的には、幹部職員として労働基準監督署や労働局の運営に携わっていただきます。

※ 労働基準監督署や労働局労働基準部以外に、労働局総務部、雇用環境・均等部（室）で勤務することもあります。

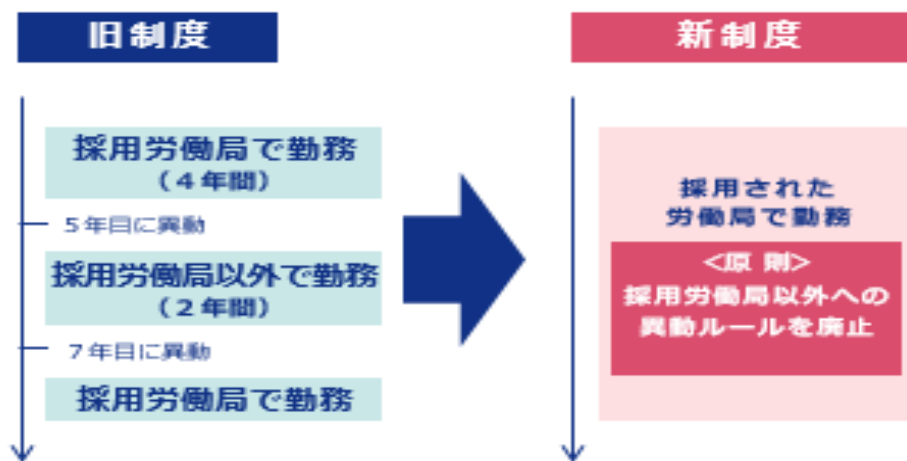
人事異動ルールの廃止について

労働局職員（事務官採用）を希望される国家公務員一般職合格者の皆さまへ

採用された労働局以外への定期的な異動ルールが 廃止となりました

（2022年厚生労働省労働局職員採用パンフレット P.9,21）

現行制度は採用された労働局に4年間勤務後、5年目で採用されたブロック内（南関東ブロックであれば、東京、神奈川、千葉、山梨）で異動し、2年間勤務した後、7年目で採用労働局に戻る制度となっています。
今般、この異動ルールが廃止されました。



異動を希望される場合は、

採用された労働局以外での勤務を希望する場合、
一定の期間、採用ブロック内の他の労働局で勤務をすることができる場合があります。

労災補償の業務（その1）

○ 被災労働者やご遺族に対する支援をしています

労災保険は、労働者の方々が工作中や通勤中に負傷したり病気になった場合などに、各種給付を受けることができます。労働者の方々は、被災したことにより生活が困難となることもありますので、労災保険で受けられる保険給付のご案内に加え、1日でも早く保険給付が支給できるよう、請求書の審査や調査を速やかに行い、支給の可否を判断する業務等を行っています。

1 迅速で公正な労災保険給付

- ① **療養(補償)給付(治療費等)**
仕事または通勤が原因でケガをしたり病気にかかってしまった場合、病院での治療費などを支給します。
- ② **休業(補償)給付**
療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、被災者に休業(補償)給付を支給します。
- ③ **障害(補償)給付**
仕事中または通勤による負傷や疾病が治ゆし、身体に一定以上の障害が残った場合、その障害の程度に応じて給付を支給します。
- ④ **介護(補償)給付**
重い障害により介護サービスが必要になったとき、介護に要した費用の一部を支給します。
- ⑤ **遺族(補償)給付等**
仕事または通勤が原因で死亡した場合、遺族(補償)年金、遺族(補償)一時金、葬祭料(葬祭給付)を支給します。

2 社会復帰等に向けた事業の実施

- ① **アフターケア制度**
ケガや病気が治った後に、再発や新たな病気を防ぐために医療機関で必要な診察や検査などを行います。
- ② **義肢等補装具の費用の支給**
後遺障害により、車椅子や義肢などの補装具が必要となったとき、購入や修理に要した費用を支給します。
- ③ **外科後処置**
傷病が治ゆした後に、瘢痕の軽減などの処置を自己負担なしで受けることができます。



労災補償の業務(その2)

○労災補償業務を行っている宍戸さんに現在の担当業務等についてお話を聞きました。

山梨労働局
労働基準部 労災補償課
(ししど ゆか)
医療係 宍戸 優花

障害認定



★自己紹介

令和4年度に採用され、現在働き始めて2年目となりましたが、まだまだ分からないことも多く、先輩方に日々ご指導いただきながら業務に取り組んでいます。

★担当業務

医療係に配属され、(1)診療費・薬剤費の審査、(2)療養の給付請求書(5号)の審査、(3)障害認定などの業務を中心に行っています。

5号審査



(1) 診療費・薬剤費の審査

労災請求されたレセプトの傷病名、手術、治療、算定方法等が適切か審査します。

(2) 療養の給付請求書の審査

被災者から提出された労災請求について、業務上の災害であるか(労災保険の対象となるか)災害の発生状況や傷病の状態などを確認します。

(3) 障害認定

労働災害によって負傷した被災労働者の後遺障害を認定するため、どの程度の障害が残っているか、当該労働者に対する聴き取り調査や、医師の意見を聞きながら判断します。

近年の労災補償業務

「過労死」「過労自殺」という言葉を聞いたことがありますか。

近年は業務によるストレスや長時間労働が原因で脳・心臓疾患を発症したり、精神障害を発病した、あるいは自殺したとして、労災請求をされるケースが増えています。

これらの事案の労災認定については、医学的知識をはじめとして専門性が高い判断が必要とされるため、とてもやりがいのある仕事です。

審査会



労災補償の業務（その3）

労災業務PhotoGallery

労働基準監督署編



6,7月は労働保険の更新時期です。管内各所で申告に関する受理相談を行います。



甲府労働基準監督署庁舎



第三者行為災害といって、業務中の交通事故なども労災になります。事故現場の調査も行います。



後遺障害に係る認定業務では、運動可動領域の測定なども行います。



労災課事務室 こんな感じで仕事をしています。



来署者の相談に対応しています。

雇用環境・均等行政の業務1

○ 女性の活躍推進など多様な人材の活躍促進を行っています。

① 女性の活躍推進等

労働者が101人以上の企業に対し女性活躍推進法が義務付けている①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、②①を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表、③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出、④女性の活躍に関する情報公表の徹底を図ることにより、企業における女性活躍を推進しています。

また、上記②の行動計画の公表や④の情報公表に当たっては、「女性の活躍推進企業データベース」が利用されるよう促しています。

さらに、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業が申請により受けることのできる「えるぼし」認定、「プラチナえるぼし」認定を行っています。

「えるぼし」マーク



「プラチナえるぼし」マーク



② 雇用の分野における男女の均等の機会及び待遇の確保対策の推進

募集・採用、配置・昇進等において、性別により差別されることがなく、また働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、男女雇用機会均等法等の周知を行うとともに、違反企業に対しては行政指導を行い、是正させています。

③ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法関係の紛争解決の援助

労働者と事業主の間で妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱やセクシュアルハラスメント等のトラブルが生じている場合、労働局長による紛争解決援助や紛争調整委員会による調停を利用したトラブルの解決を図っています。

④ 仕事と家庭生活の両立支援対策の推進

少子高齢化への対策、介護離職防止のためには、男女を問わずすべての労働者が仕事と育児や介護を両立することができる職場環境づくりが重要です。そのため、育児休業や介護休業等が取得しやすくなるよう、育児・介護休業法の周知を徹底するとともに、男性の育休取得促進や両立支援に取り組む企業に対し、取組事例等の提供や「女性の活躍・両立支援 総合サイト 両立支援のひろば」の紹介、助成金支給等の支援を行っています。

また、「次世代育成支援対策推進法」では、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を作り、取り組むよう企業に求めており、労働者が101人以上の企業については、計画を策定・公表し、その旨を労働局へ届け出るよう義務付けています。

計画に定めた目標を達成するなど一定の基準を満たした企業については「子育てサポート企業」として認定し、くるみん・プラチナくるみん・トライくるみんマークを付与することにより、企業の次世代育成支援対策を推進しています。

くるみんなどの一類型として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度「プラス」も創設されました。

【イクメンプロジェクト ロゴマーク】

育てる男が、家庭を変える。社会が動く。



【くるみん・プラチナくるみん・トライくるみんマーク】



【仕事と介護の両立支援 シンボルマーク トモン】



【くるみんプラス・プラチナくるみんプラス・トライくるみんプラスマーク】



雇用環境・均等行政の業務2

○ 働き方改革による労働環境の整備や各種支援を行っています。

① 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消するために「パートタイム・有期雇用労働法」の周知を行うとともに、事業主に対し法に基づく行政指導を行っています。

正社員との均等・均衡待遇の確保や正社員への転換を推進しています。また、「多様な正社員」制度の導入の推進や、職務分析・職務評価の普及促進などを行っています。

② 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、「山梨働き方改革推進支援センター」を設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて専門家の個別訪問などの技術的な支援を実施しています。

中小企業等における働き方改革が円滑に進むよう、地域の政労使の代表が一堂に会して地域経済や産業・雇用に関する課題について意見交換を行うことができる協議会等を開催し、中小企業・小規模事業者への支援に取り組んでいます。

③ 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進のため、企業トップ等への働きかけ、先進的な取組についての情報発信、連続休暇を取得しやすい時季を捉えた年次有給休暇取得の集中的な広報、勤務間インターバル制度の導入促進等を行っています。

④ 総合的ハラスメント対策の一体的な実施

職場におけるセクハラ、マタハラ、パワハラに関する労働者等からの相談に対応しています。

特別相談窓口の設置等により関係法令の周知を行うとともに、パワハラ防止対策にも一体的に取り組むよう周知を行っております。

関係法令に基づきセクハラ、マタハラ、パワハラ防止措置を講ずるよう、事業主に対し行政指導を行っています。

⑤ 個別労働関係紛争の解決の促進

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（民事上の個別労働紛争）が増加しています。

こうした民事上の個別労働紛争の未然防止と、職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的として、都道府県労働局では「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談対応等紛争解決援助サービスを行っています。

⑥ 柔軟な働き方がしやすい環境整備等

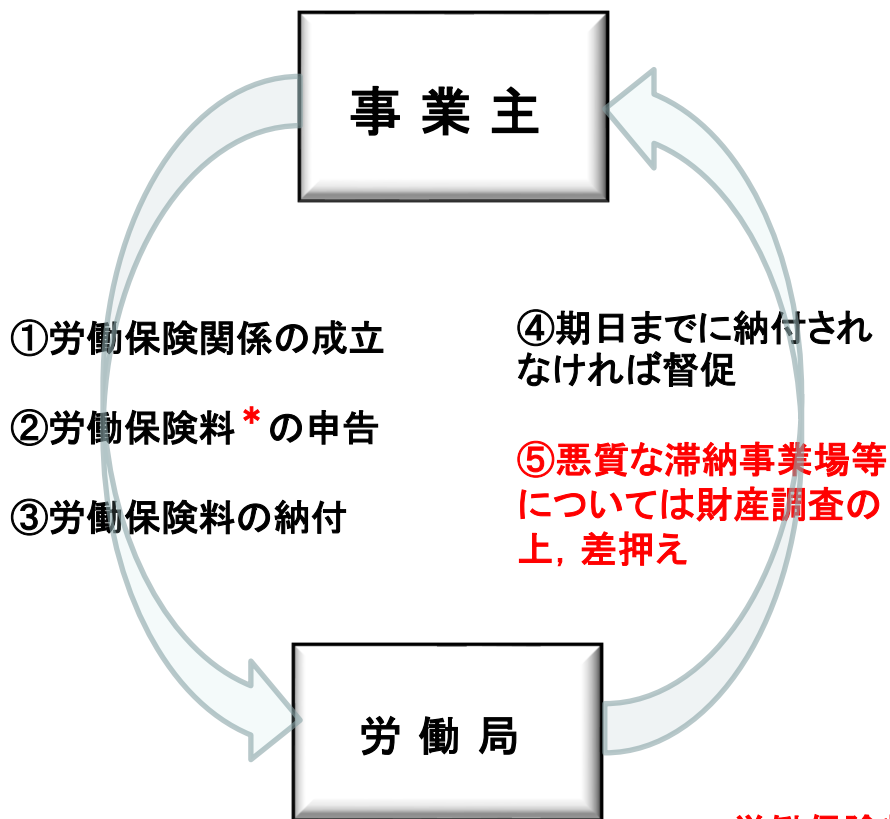
テレワークは、ワークライフ・バランスの実現に資するとともに、多様な人材の能力発揮が可能となる働き方です。

○**雇用型テレワーク**については、適切な労務管理のための、ガイドラインの周知啓発や、助成金の支給による導入支援を行っています。

○**自営型テレワーク**については、契約をめぐるトラブルを防止するためのガイドラインの周知徹底や、自営型テレワークに関する情報提供等を行っています。

労働保険適用・徴収業務

労働保険関係成立から 保険料納付までの構図



(保険料の未納に伴う差押の際に使用する書類)

整理番号	差 押 調 書						労働保険特別会計
令和 年 月 日							
山梨労働局 総務部労働保険徴収室							
厚生労働事務官							
下記の滞納金額を徴収するため、下記財産を差し押えましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条第3項、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項及び国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。							
滞納者 (債権者)	住所 氏名又は 名称	労働保険 番号	府県 所 管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号		
			19:30:1				
年度	区(期)分	納期限	保険料・ 一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費	備考
滞納金額							
債権者	住所	氏名		滞納者が第三債務者に対して有する下記預金口座の払戻請求権(差押通知書到達日までの利息を含む。)			
差押債権	記						
	1. 口座番号						
	2. 預金額						
履行期限	差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。			債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。			
令和 年 月 日 (即時)	令和 年 月 日			令和 年 月 日			
	()			()			

* 労働保険料 労災保険・雇用保険の給付の財源